



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま



令和6年度 情報通信機器を用いた診療・ 服薬指導にかかる導入・活用支援

【オンライン診療にかかる導入支援資料】

令和7年5月27日

広島県 医療介護政策課

本資料は、各医療機関がオンライン診療を開始する際の体制構築に関して、目的設定やオペレーション設計等の運用面に関する留意点を中心に記載してものである。

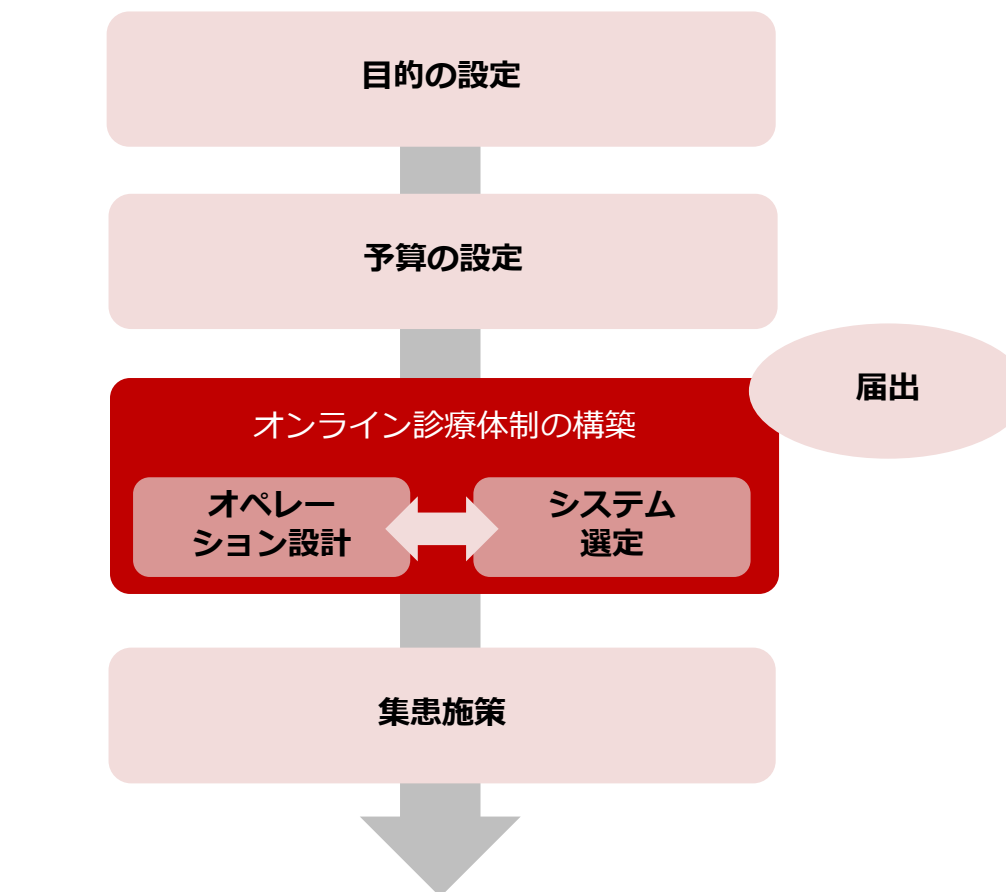
厚労省「オンライン診療の利用手順の手引き」とともに、導入の際に参考にして頂きたい。

1. オンライン診療構築にむけての全体フローイメージ
2. 目的の設定
 - オンライン診療の導入目的の設定
 - オンライン診療に適した患者の選定
 - セキュリティの考え方
3. 予算の設定
 - システムおよび必要なデバイスと予算の検討
4. オペレーション設計
 - オペレーションの全体像
 - システムごとの対応可能範囲
 - 担当者の確定
5. システム選定
 - 各システムのサービス概要
 - システム選定のポイント
 - システム候補の選定およびシミュレーション（デモの実施）
 - システムの確定
6. 地方厚生局への届出
 - オンライン診療の施設基準届出の対応（e-learningの受講）
 - オンライン診療の施設基準届出の対応（地方厚生局への届け出）
7. 集患方法の策定
 - オンライン診療における集患方法の全体像
 - 各アプローチで伝える内容とその目的の整理
 - 各アプローチの事例とポイント
8. その他

オンライン診療構築にむけての全体フローイメージ

- オンライン診療の体制を構築するためには、まず最初に具体的な目的を設定することで、全体の予算やどのようなオペレーションを設計するかが明確になる。

オンライン診療体制構築の全体フロー

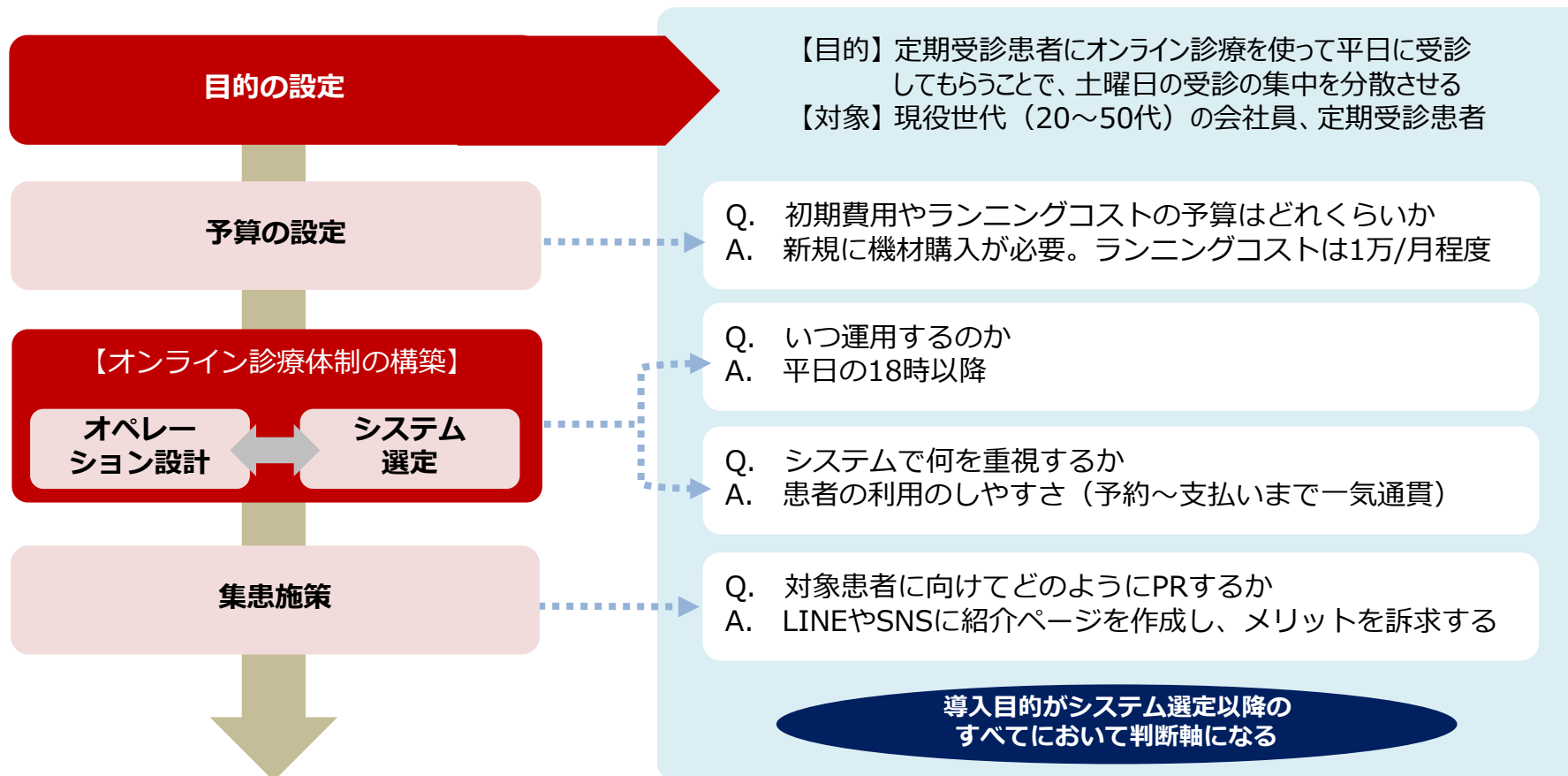


オンライン診療の導入目的の設定

- オンライン診療・服薬指導の導入目的（何のために導入するのか）の設定が、システム選定を含めたオンライン体制を構築をしていく際の判断軸になる。

オンライン診療体制構築の全体フロー

目的設定とフローごとの検討内容（例）



【参考】その他の導入目的設定例

- スタッフ・患者が利用するイメージを想定することで、より明確にオンライン診療の活用がイメージされる。

背景・課題

施設の在宅診療で急な発熱等が発生した場合には、電話を受けて指示や緊急往診を行っている
しかし、電話のため状況把握が難しい

目的

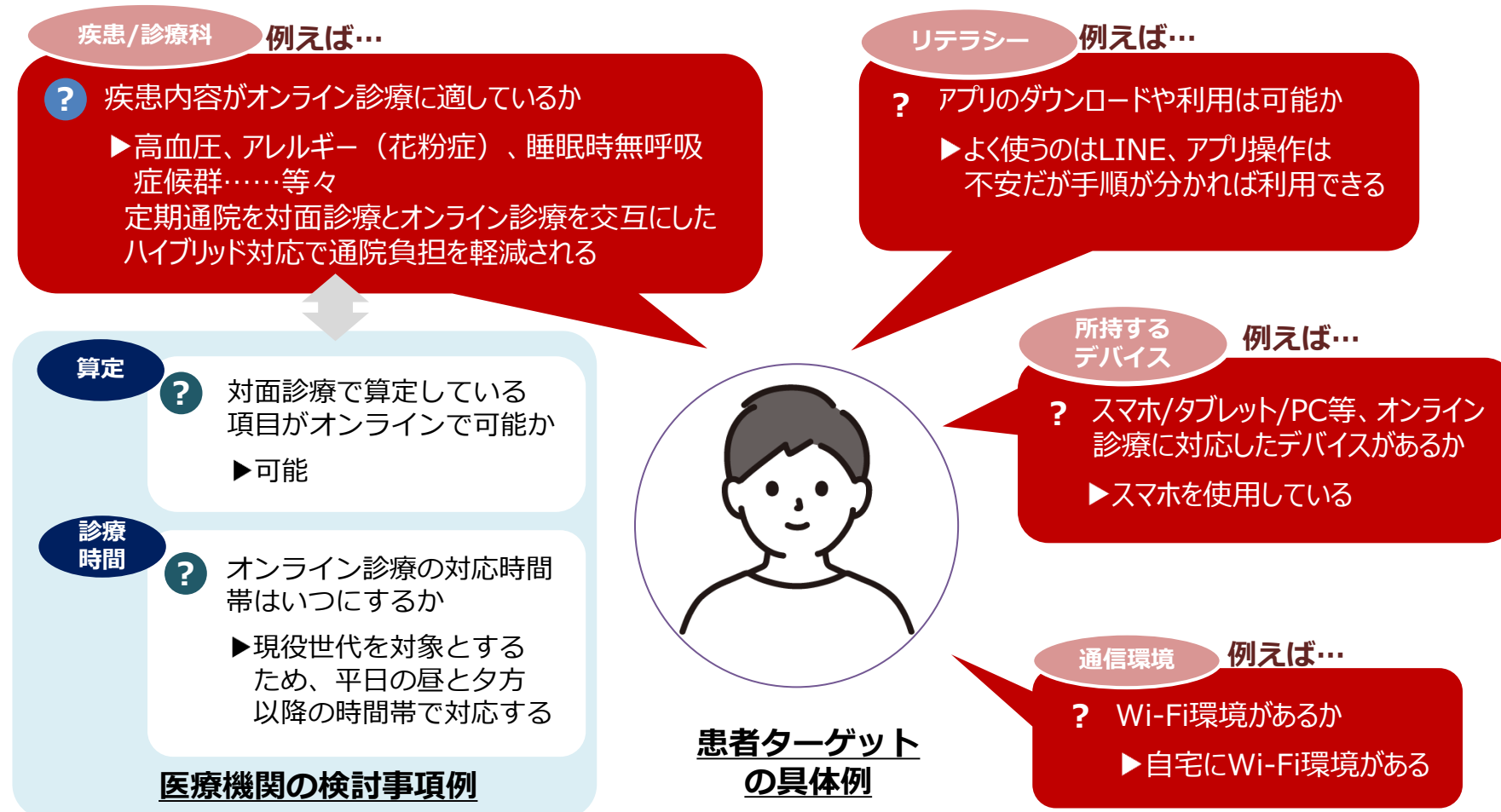
施設在宅の緊急時に、オンライン診療で画面と音声から状況を把握することで、より適切な対応につなげる
また、内容によってはオンラインでの対応のみとすることで、医師の働き方改善につなげる

患者ターゲット

施設在宅患者、緊急時、施設の看護師等にオンライン診療をつないで操作をしてもらう想定
※初診と新規患者は、メインターゲットとはしない

オンライン診療に適した患者の選定

- オンライン診療の対象となる患者のターゲット像を具体的に設定することで、より明確にオンライン診療の活用がイメージされる。また、システムを選定する際にも基準となる。



セキュリティの考え方

- オンライン診療はその特性からセキュリティへの配慮が非常に重要となる。一定のリテラシーを持つ担当者を設置し、各セキュリティ対策を行うことが基本となる。具体的なセキュリティに関しては厚労省「情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守する。

	概要
システム導入の 担当者の設置	- 管理者はシステム導入を行うための時間的な制約が多いため、基本的には導入に関しての担当者（実務者）設置が理想となる。担当者はセキュリティ関連を理解する必要があるために、一定のリテラシーを持っている者が適切となる。 - 厚労省ガイドラインをはじめとした各ガイドラインは管理者も把握しておくべきであるが、担当者も必ず把握すべきである。
セキュリティに 関する考え方	- 個人情報及びプライバシーの保護を最大限に配慮した運用を行う。 - 利用システムに伴うリスクを踏まえた対策を実施する。 ➤ 汎用サービスを利用する場合は特に注意が必要となるため、各汎用システムのガイドラインは必ず参照する。
オンライン診療に関する実 施すべき セキュリティ対策	- 担当者はシステムにおけるセキュリティリスクを理解し、適切なシステム環境で下記の適切な運用を行う。 ➤ システムのセキュリティ対策（信頼性の高いシステムやネットワークの利用、セキュリティ対策ソフトの利用、多要素認証の導入などを検討）を実施する。 ➤ システムの適切な保守管理（定期的なシステムアップデートの実施、適切なアカウント管理、アクセス権限設定、パスワード設定、データ管理）を行う。 - プライバシーが保たれる空間の確保でオンライン診療を行うように医師に徹底させる。 - 患者へのリスク説明（HPへのリスク記載、診療時にリスク説明）を適切に行う。
オンライン診療に 限らず医療機関として 実施すべき セキュリティ対策	- 情報漏洩、不正アクセス対策を適切に実施する。 - 最新のセキュリティ情報の収集と対策の実行する。 - 医療機関としてのセキュリティポリシーの策定を行う。 - 院内でのセキュリティ教育の実施によるリテラシーの向上を図る。
セキュリティ ガイドライン	厚生労働省「情報システムの安全管理に関するガイドライン」 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275_00006.html

システムおよび必要なデバイスと予算の検討

- システム費用は「初期費用の有無」「定額or従量」「費用負担者は誰か」といった観点から検討する。
- オンライン診療を実施するために必要なシステム費用、デバイス等を整理し、予算を検討する。

システム費用を検討する際の観点

初期費用
有 or 無

運用費用

定額 or 従量

患者負担 or 医療機関負担

各社のシステム費用例

		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	汎用システム* 各社
初期費用	医療機関	有 500,000円	なし	なし	なし	病床数による 価格変更有	なし	有 1,000,000円	汎用システム によって オプション有
	医療機関	定額型 15,000円	なし	なし	従量課金型 オプションによる 価格変更有	定額型 33,000円	なし	定額型 2~30,000円	
運用費用	患者	なし	従量課金型 275円/回	従量課金型 330円/回	なし	なし	従量課金型 330円/回	なし	なし

*1Zoom, Teams等 2024年7月時点

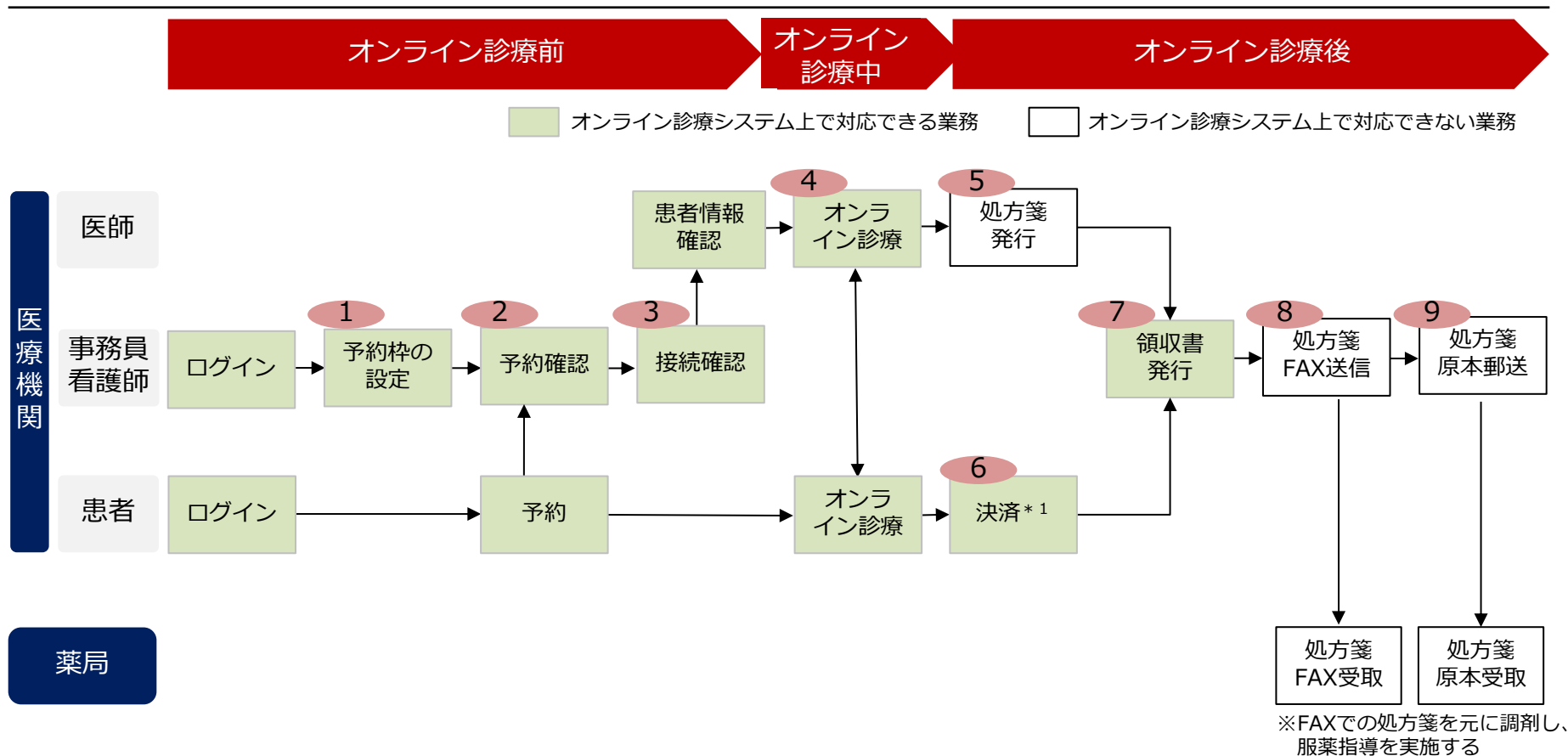
オンライン診療に必要なデバイスと購入にかかる費用例

デバイス	パソコン、モニター、タブレット	【追加購入が必要な場合の機材例】※予算15万程度 ・ノートパソコン … 1台 ￥130,000 ・イヤホンマイク … 1台 ￥5,000 ・カメラ … 1台 ￥5,000
周辺機器	イヤホンマイク、カメラ	
その他	外部ネットワークにつながる環境構築	

オペレーションの全体像

- オペレーションは、オンライン診療前・中・後の各フェーズ毎の業務内容とステークホルダーを整理する。

各フェーズにおけるオペレーションの全体像



*1: 決済方法はクレジット決済が基本であるが、それ以外にもシステムによって種類があるため、決済処理の確認が必要な場合もある。

システムごとの対応可能範囲

- オペレーションを検討する際は、各システムの機能範囲の確認が必須となる。汎用システムを使用する場合、予約・会計等の対応は別システムとの併用が必要になるため、管理や調整に工数を要しやすい。

実施項目		各システムの対応可否	
X スライド「オペレーションの全体像」に対応		オンライン診療システム	汎用システム（ZOOM、Teamsなど）
オンライン 診療前	1 予約枠の設定	○	×
	2 予約確認	○	×
	3 接続確認	○	×
オンライン 診療中	4 オンライン診療	○ ^{*1}	○
オンライン 診療後	5 処方箋発行	×	×
	6 決済	○ ^{*2}	×
	7 領収書発行	△ ^{*3}	×
	8 処方箋FAX送信	△ ^{*3}	×
	9 処方箋原本郵送	×	×

*1：診療は全システム可能も画面共有はシステムによって対応できない場合あり *2：システムによって手段に種類あり *3：システムによって対応できない場合あり

担当者の決定

- ・ 選定したシステムに応じてシステム上で可能なことを整理した上で、予約～処方箋対応までのオペレーションを決定する。
- ・ 医療機関ごとに通常のオペレーションに沿う形で「誰が」、「いつ」、「何をするか」を決定する。

実施項目		実施内容	担当者例
オンライン 診療前	1 予約枠の設定	医師のオンライン診察可能枠をシステム上で設定する	・ 事務員 ・ 看護師
	2 予約確認	システムにログインし予約確認画面を確認する	・ 事務員 ・ 看護師
	3 接続確認	患者の接続状況や音声・映像トラブルの確認をする	・ 事務員 ・ 看護師
オンライン 診療中	4 診療	オンライン診療を実施する	・ 医師
オンライン 診療後	5 処方箋発行	患者に必要な処方箋を発行する	・ 医師
	6 決済	患者希望に応じた決済手段で決済を行う	・ 事務員
	7 領収書発行	明細書・領収書を作成する	・ 事務員
	8 処方箋FAX送信	患者が指定した薬局に処方箋をFAX送信する	・ 事務員
	9 処方箋原本郵送	薬局へ月末などに処方箋の原本を郵送する	・ 事務員

X スライド「オペレーションの全体像」に対応

各システムのサービス概要

- オンライン診療システムは複数存在する。各システムは特徴が異なる部分があるため、医療機関ごとに導入目的に応じたシステムを選定する必要がある。

各システムの選定ポイント

機能

費用

サポート

セキュリティ

2024年7月時点

		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	汎用システム 各社
費用面	費用徴収 タイプ	月額型	従量課金型	従量課金型	従量課金型	月額型	従量課金型	月額型	—
	患者側 負担	なし	あり	あり	なし	なし	あり	なし	なし
	医療 機関側 負担	あり (負担：大)	なし	なし	なし	あり (負担：中)	なし	あり (負担：大)	なし
機能面		△	△	×	○	△	△	△	×
サポート面		○	△	×	×	△	×	×	×
セキュリティ面		△	△	△	△	△	△	△	×

○：強み △：標準 ×：弱み

システム選定のポイント

- 医療機関のニーズに完全にマッチするシステムは少ないので、設定した導入目的をもとに、最低限必要と思う項目を満たしているシステムを候補として選定する。

項目名		主な選択肢			医療機関の判断基準
システムの提供範囲		オンライン診療のみ	オンライン診療～ オンライン服薬 指導まで		・ オンラインでの服薬指導を希望する患者がいるか
費用面	利用料 (患者)	無料	利用するごとに発生		・ 患者側のオンライン診療によるメリットがどの程度大きいのか
	導入費用 (医療機関)	無料	1～5万	10万以上	・ 初期費用にどれだけかけられるか
	利用料 (医療機関)	無料	処方箋枚数に応じた従量課金	月額制	・ 想定するオンライン診療利用者数がどれだけいるか
機能面	操作画面	アプリのみ	アプリ or ブラウザ	アプリ or SMS	・ システム利用のためのアプリダウンロードがネックの患者が多いか
	対応可能な決済	クレジット決済	クレジット決済 or 銀行振込	クレジット決済 or コンビニ後払い	・ クレジット決済が不可な患者が多いか
サポート面	支援の有無	運用支援なし	医療機関から 問い合わせ時対応	定期的に 面談を実施	・ 運用開始後に集患対策等のアドバイスが必要か
	電話による 問い合わせ	なし	医療機関窓口のみ	医療機関窓口と 患者窓口あり	・ 患者の問い合わせ対応を医療機関側で対応する余裕があるか

システムの確定

- デモ実施後、各システムの対応可否を整理し、想定していたオペレーションの実現性が高いシステムを選択する。

システム比較（例示）

実施項目		システム別での対応可否	
		A社	B社
X スライド「オペレーションの全体像」に対応			
オンライン 診療前	1 予約枠の設定	○	○
	2 予約確認	○	○
	3 接続確認	○	○
オンライン 診療中	4 オンライン診療	○ (SMSを使い予約以外での診療実施フローあり)	△
オンライン 診療後	5 処方箋発行	× (システム内に処方箋を発行する機能なし)	× (システム内に処方箋を発行する機能なし)
	6 決済	△ (クレジット決済以外対応不可)	○ (クレジット決済・コンビニ後払い対応可)
	7 領収書の提供	○ (システム内で領収書提供可)	× (システム内での提供不可)
	8 処方箋FAX送信	○	△ (同一システム内の薬局を選択することが前提)

<例示>
デモでA社/B社を
比較し、想定オペレーション
を実現できるシステムを選択。

オンライン診療の施設基準届出の対応（e-learningの受講）

- オンライン診療を実施する医師は、オンライン診療に責任を有する者として、また情報通信機器の使用や情報セキュリティについての知識習得を目的に厚生労働省が定める研修を受講する必要がある。

実施項目		実施内容	参照先
研修前 対応	受講要項確認	・ 厚生労働省のサイトへアクセスする。 ・ 「Ⅳ.オンライン診療を行う医師向けの研修」 に移動する。	①厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/in dex_0024_00004.html
	受講申し込み	・ 必要情報を入力し、申し込みを行う。 ・ 申し込みには、医師資格証IDが必要。	②医師資格証ID：医師会電子認証センターで発行している電子照明 https://licenseif.mhlw.go.jp/se arch_isei/
研修 受講	受講方法・内容	・ e-learning形式（総受講時間：約4時間30分） ・ 各科目につき10題の演習問題あり。＊研修内容は次スライドに掲載	③研修プログラム概要 https://telemed-training.jp/entry
研修後 対応	修了証登録番号の発行	・ 研修修了後、「修了証登録番号」が発行される。 ・ 「修了証登録番号」をオンライン診療の届出時に使用する。	—

【参考】厚生労働省が定めるオンライン診療に関する研修内容

オンライン診療を行う医師向けの研修

科目名	担当講師	講義時間	テキストページ数
オンライン診療の基本的理解とオンライン診療に関する諸制度	日本医師会常任理事 長島公之	34:55	56
オンライン診療の提供に当たって遵守すべき事項	日本医師会常任理事 長島公之	38:49	82
オンライン診療の提供体制	医療情報システム開発センター 理事長 山本隆一	15:33	17
オンライン診療とセキュリティ	医療情報システム開発センター 理事長 山本隆一	34:34	31
実臨床におけるオンライン診療の事例	医療法人社団嗣業の会外房こどもクリニック理事長 黒木春郎	26:32	38

緊急避妊薬の処方に関する研修

科目名	担当講師	講義時間	テキストページ数
経口避妊薬（OC）について理解すべき事項-各種避妊法とOC全般	日本産婦人科医会常務理事 安達知子	45:27	68
緊急避妊（Emergency Contraception:EC）	日本産婦人科医会常務理事 安達知子	39:18	58

へき地における患者が看護師等という場合のオンライン診療に関する研修

科目名	担当講師	講義時間	テキストページ数
へき地における患者が看護師という場合のオンライン診療	山口県立総合医療センター へき地医療支援センター、公益社団法人地域医療振興協会 地域医療研究所 原田昌範	37:10	40

オンライン診療の施設基準届出の対応（地方厚生局への届け出）

- 研修受講後は必要書類を記載の上、所管の地方厚生局へ「情報通信機器を用いた診療に係る施設基準」の届出を行う。届け出により初再診料（情報通信機器を用いた場合）の算定が可能となり、加えて基本的なオンライン診療関連の管理料も算定可能となる。ただし、一部の管理料には追加の届出が必要な場合があるため、事前の確認が必要。
- 届出提出から受理まで時間を要するため、計画的な作成と提出が必要となる。

実施項目	実施項目	実施項目	参照先
届出 作成前 対応	届出にて算定可能な 診療料・管理料の確認	「情報通信機器を用いた診療に係る基準」の届出にて初再診料・オンライン診療関連の基本的な管理料は算定できるが、追加の届出が必要な管理料もあるため、事前確認が必要。	—
	必要書類の入手	- 地方厚生局へアクセスし、2種類の書類をダウンロードする。 ✓ 「情報通信機器を用いた診療に係る基準」の別添7。 ✓ 「情報通信機器を用いた診療に係る基準」の様式1。	④地方厚生局ホームページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/
届出 作成	書類への 必要事項記入	- 必要事項を記入する。 - 記載方法が不明の場合は、各厚生局に確認する。	⑤基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/h30/kihon060305.pdf
届出 作成後 対応	管轄の厚生局への 届出提出	- 作成した書類を管轄する厚生局に申請する。 - 届出受理通知の発行後、オンライン診療が開始可能となる。 ✓ 提出期限は各厚生局のホームページで確認する。 ✓ 届出提出から受理までは、約1ヶ月要するため計画的に行う。	⑥書式 別添7： https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/r6-1-001.pdf 様式1： https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/r6-k01.pdf

オンライン診療における集患方法の全体像

- 多くの患者にオンライン診療を活用してもらうためには、患者が来院された際のアプローチ方法に加え、メルマガやセミナー等による広告・周知といったアプローチ方法の検討も必要。

患者の通院フローに紐づくアプローチ方法

■ 医療機関へ来院する患者以外も対象となるアプローチ方法 ■ 医療機関へ来院する患者のみを対象としたアプローチ方法

患者が対面診療を受ける際の通院フロー

来院前

受付

待機・問診

診察

診察後処置

会計

A
メルマガや
セミナー等による
広告・周知

B

医師/看護師/事務員からチラシを配布

C

ポスターの設置/デジタルサイネージの活用

D

オンライン診療の認知度に関するアンケートの配布

E

医師/看護師/事務員からの声掛け

アプローチ方法

各アプローチで伝える内容とその目的の整理

- 集患については患者の認知・行動プロセスに沿って、伝達する内容を各アプローチで設定する必要がある。

■ 医療機関へ来院する患者以外も対象となるアプローチ方法 ■ 医療機関へ来院する患者のみを対象としたアプローチ方法

オンライン診療を 受診するまでの行動フロー

伝達する内容

アプローチ方法

オンライン診療
に関する認知

- ・ オンライン診療という
受診手段に関する情報

オンライン診療
に関する
正確な理解

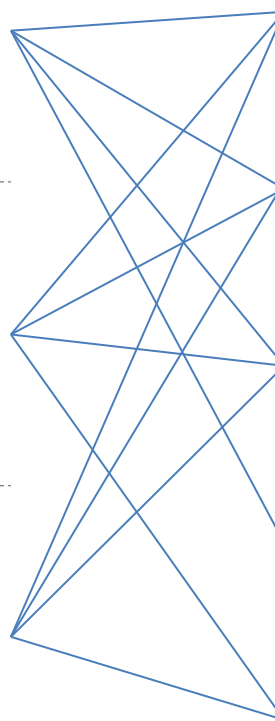
- ・ オンライン診療の患者側
のメリット
- ・ オンライン診療で対応可
能な疾患

具体的な
オンライン診療の
実施方法を検討
/実行

- ・ オンライン診療で受診す
る際の利用方法
 - ・ アクセス手段
 - ・ 利用可能時間
 - ・ 予約方法
 - ・ 決済方法

X スライド「オンライン診療における集患方法の全体像」に対応

- A メルマガやセミナー等による広告・周知
- B 医師/看護師/事務員からのチラシを配布
- C ポスターの設置/
デジタルサイネージの活用
- D オンライン診療の認知度に関するアンケートの配布
- E 医師/看護師/事務員からの声掛け



【参考】オンライン診療のメリット

□ オンライン診療の患者目線のメリット

Ⅱ オンライン診療等（医師と患者間での遠隔医療）

1 期待される役割

(1) 医療への時間、場面の制約の少なさに起因するもの

① 通院に伴う患者負担の軽減及び継続治療の実現

オンライン診療等は、患者の居宅等と医療機関との距離、移動手段、患者の心身の状態などのため頻繁な移動が難しい場合に通院に伴う負担を軽減するほか、長期に渡り繰り返しの通院が必要な慢性疾患（難病等を含む。）の治療について、定期的な直接の対面診療の一部をオンライン診療に代替し、医師及び患者の利便性の向上を図ったり、定期的な直接の対面診療にオンライン診療を追加し、医学管理の継続性や服薬コンプライアンス等の向上を図ったりすることを容易にする。医療機関へのアクセスが制限されている場合に特に有効であるが、こうした状況にある患者への医療の提供に当たっては、患者からの求めと患者と医師の相互の信頼関係に基づいて、現場の医師の判断により対面診療を適切に組み合わせてオンライン診療等を活用することは、通院に伴う患者負担の軽減及び継続治療の実現の観点から有用である。

② 訪問診療および往診等に伴う医師の負担軽減

訪問診療や往診等が必要な患者について遠隔医療を活用することで、医師が患者の居宅等まで移動する際の時間的負担を軽減する。

③ 医療資源の柔軟な活用

近隣地域において専門性の高い医療機関へのアクセスが制限されている診療科や疾患への対応や、救急医療において、遠隔地の専門性の高い医師の助言を受けることが可能となる。そのほか、災害時に局所的に高まる医療需要に限られた医療資源で対応する観点から、遠隔地の医師がトリアージや治療方針に関して現場の医師等に専門的な助言を行うことも可能となる。

(2) 患者と医師の非接触下での診療に起因するもの

① 患者がリラックスした環境での診療の実施

通院等につき大きな負担を感じる患者への診療や、患者の居宅等の日常生活の状況下にある環境での診療が可能となり得る。これにより、患者の受診時の抵抗感が軽減されるとともに、医師とより率直にコミュニケーションを取ることが可能となり得る。

例えば、医療機関で過度に緊張してしまう患者や医療機関内で知人に思いがけず出会うことを忌避する患者への対応の際に有効である。

② 感染症への感染リスクの軽減

感染症の流行下等において、他者と接触することなく診療を実施できるため、医療従事者及び患者等の感染リスクを軽減することができる。

実際に、新型コロナウイルス感染症の流行により医療機関を受診することに抵抗を感じた患者や、自宅や宿泊療養施設で療養する感染症患者への医療提供手段としてオンライン診療が活用された。

【オンライン診療のメリット】

通院負担の軽減

+

受診時の抵抗感（不安や緊張）の軽減

+

感染リスクの軽減

各アプローチの事例とポイント

- 医師からの声掛けやチラシ配布は効果的だが医師の業務負担を考慮すると、看護師や事務員との連携が肝要で、さらに来院患者の特性や医療機関の内装に合わせた、その他の周知方法の検討も必要。

■ 医療機関へ来院する患者以外も対象となるアプローチ方法 ■ 医療機関へ来院する患者のみを対象としたアプローチ方法

アプローチ方法	医療機関が実施している具体的な施策（例）	施策を検討する上でのポイント
X スライド「オンライン診療における集患方法の全体像」に対応		
A メルマガやセミナー等による 広告・周知	来院患者に対する施策 ・ 月次で配信しているメルマガで案内。 ・ LINEのお友だち登録をしている患者へ発信。 来院患者以外に対する施策 ・ SAS関連のポータルサイトに広告を掲載。 ・ 契約企業でオンライン診療セミナーを開催。花粉症やSASに対するオンライン診療の話を実施。	・ LINEのような患者の開封率高いツールを選択が望ましい。 ・ ターゲット（例：花粉症・SAS）を絞った認知促進施策が有効。
B 医師/看護師/事務員から チラシを配布	・ 診察時、医師が配布。 ・ オンライン診療の質問を受けた際に事務員が配布。 ・ 待ち時間の関係で帰宅しようとする患者へ事務員が配布。	・ 医師からのチラシ配布はより有効。また、チラシの配布に合わせて説明も行くとさらに効果が高い。
C ポスターの掲示・ デジタルサイネージ の活用	・ 受付横の掲示板へポスターを設置。	・ 患者動線をふまえてポスターの設置場所を検討することが重要。
D オンライン診療の認知度に関するアンケートの配布	-	・ 高齢者もオンラインで受診できる可能性があるため、アンケートを配布する患者層を年齢等で絞りすぎないことが望ましい。
E 医師/看護師/事務員からの 声掛け	・ 医師が診察中にチラシを見せながら紹介。 ・ 診察中に医師がオンライン診療の簡易的な紹介を実施。その後、興味を示した患者に対して、会計前に事務員が詳細な説明を実施。	・ 医師がオンライン診療の案内をする時間がない場合は、医師とコメディカルとの連携が必須。

【参考】オンライン診療・服薬指導の連動性における処方箋送付のポイント

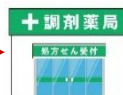
- 医療機関と薬局が同じシステムで連携することは、医療機関・薬局のスムーズな運用を容易にする。

① 医療機関－薬局間でシステム連携をしている場合

診療からお薬配送
までオンラインで
スムーズに実施



*システム上で
処方箋送付
(システム上で
薬局の検索が可能)



オンライン
服薬指導



② 医療機関－薬局間でシステム連携がない場合

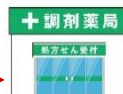
(医療機関と薬局が別システムを利用している、もしくは医療機関側でオンライン診療の実施をしていない)

a. 医療機関が処方箋を送付（FAX）する場合

医療機関側の薬局
探し・連絡先確
認・電話/FAXの手
間が発生



*電話で連絡後
FAXで処方箋
送付



オンライン
服薬指導/
対面服薬指導



お薬配送/
薬局で手渡し



b. 患者が処方箋の持ち込みをする場合

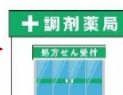
薬局側での患者対
応が対面（処方箋
受領）とオンライ
ンが混在



受診後



処方箋を薬局
に持ち込み



オンライン
服薬指導



お薬配送



帰宅

※ ただし、患者の服薬指導の待ち時間負担は減少

*オンラインで処方箋送付：後日処方箋原本を薬局へ郵送

- 厚生労働省ホームページ : https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html
- 医師資格証ID : https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/
- 研修プログラム概要 : <https://telemed-training.jp/entry>
- 地方厚生局ホームページ : <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/>
- 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて :
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/h30/kihon060305.pdf
- 様式 :
 - 別添7 : <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/r6-1-001.pdf>
 - 様式1 :
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/r6-k01.pdf



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>